

非正規雇用者と老後所得

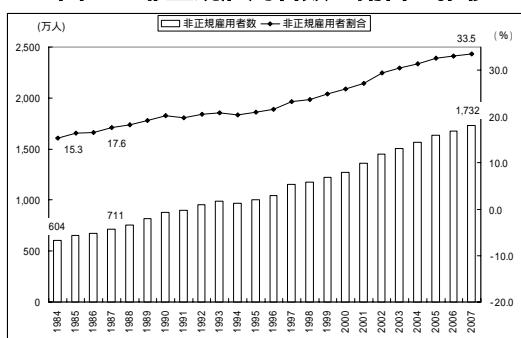
本稿は「日本年金学会誌」第28号に掲載された論文を複製したものです。

年金研究センター 主任研究員 藤本 裕三

1. 問題意識

近年、わが国の労働市場においては、パート・アルバイト、派遣社員、契約社員などの非正規雇用者が大幅に増加している。総務省統計局「労働力調査詳細集計」によると1987年に711万人であった非正規雇用者が2007年には1,732万人と一千万人以上も増加し、また、雇用者全体に占める割合においても、1987年に17.6%であったものが2007年には33.5%と雇用者全体の3分の1以上が非正規雇用者である状況になっており、顕著な人数・割合の増加が見られる。(図1)

図1 非正規雇用者数・割合の推移



(資料) 総務省統計局「労働力調査詳細集計」

また、厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査」によると非正規雇用者の若者の多くは親の収入によって生計を立てており(表1)いわゆるパラサイトの状態のままでいることが分かる。

一方、同じ「パートタイム労働者総合実態調査」によると、フルタイムの非正規雇用者(派遣社員除く)が自分の収入で生活してい

る割合は1990年に36.9%であったものが、2006年には60.7%になっており、親世代の高齢化などに伴って、家計の中心を非正規雇用による収入で支えている世帯が徐々に増えていることが分かる。こうした世帯の生活状況については、テレビ・新聞・雑誌等で社会問題としてクローズアップされる機会が増加しており、毎日の生活費にも事欠く厳しい状況が報告されている¹⁾。

表1 年代別の非正規雇用者(派遣社員除く)が親の収入で生活している割合

(単位: %)	パートタイム		フルタイム	
	男子	女子	男子	女子
15 ~ 19歳	74.5	95.8	64.9	94.8
20 ~ 24歳	75.4	64.5	53.9	56.1
25 ~ 29歳	63.9	28.9	15.6	39.7
30 ~ 34歳	8.5	15.0	16.5	19.0

(資料) 厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査」

非正規雇用による収入で家計を支えている世帯においては、特殊な例外を除いて、賃金の単価が低いことに加えて、職を失うリスクを常に抱えており、日々の生活費も十分とはいえない状況であるため、ましてや自助努力としての老後生活の準備に手が回らない状態であると考えられる。また、パラサイトの状態にある非正規雇用者については、日々の生活費でさえも親の収入に頼っている現状から、自助努力としての老後生活の準備には回す資

金がないと考えられる。

筆者は、こうした現状がこのまま放置されれば、時間の経過に伴って、非正規雇用者が自助努力としての老後準備のないまま徐々に高齢者となり、新しい大きな社会問題が発生するのではないかと危惧している。そのため、本稿においては、この仮説を検証し、問題があるのであれば解決の方法論について検討したいと考えた。

2. 研究報告の手法

本研究においては、まず、平均的な非正規雇用者世帯（モデル非正規雇用者世帯）について、老後所得がどの程度のものになるかを統計資料をもとに推計し、推計された老後所得で最低限の老後生活を支えることができるかどうかを検討する。ここで用いることとなる非正規雇用者の平均像を指し示す指標は、収入、失業率、公的年金への加入割合の3つの統計数値である。

そして、この検討の結果、老後所得が不十分であると結論された場合には、どのパラメータを政策的に動かすことによって最も効果的に非正規雇用者の老後所得を改善することができるかを比較、検討する。そしてその検討結果をもとに政策の方向性を示唆する。

最後に、この方向性に向けた政策を推進する上での阻害要因を検討し、その検討結果から個別の具体的な施策について言及したい。

3. 非正規雇用者世帯の老後所得

(1) モデル非正規雇用者世帯の定義

2008年度の厚生年金保険のモデル給付額23万2,592円は、夫が平均的給与収入（月額36万円：ボーナス3.6ヶ月）で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であったという前提の下に計算がなされている。

これに対し、本稿ではモデル非正規雇用者世帯として、まず、単身男子世帯の場合、単身女子世帯の場合の2つのケースについて検討する。これらは、非正規雇用者の若者の多くが収入が不十分なために親と同居を続け結婚

もできない²とされていることから典型的な例として想定したものである。さらに、数としては多くはないが非正規雇用者の若者同士で結婚した場合には極めて生活が困窮する例が非正規雇用問題の代表例として取り上げられる³ことから追加的に夫婦ともに非正規雇用者で共働きの世帯も検討対象として想定する。

(2) モデル非正規雇用者世帯の老後所得の推計方法

モデル非正規雇用者世帯の老後所得（年金額）の算定式

まず、モデル非正規雇用者世帯（単身男子）の老後所得は、非正規雇用者（男子）の平均的収入合計（算出方法は後述、以下同じ）、平均的失業確率（算出方法は後述、以下同じ）、平均的就業期間中の厚生年金保険の加入割合・就業期間中の公的年金の未加入割合（算出方法は後述、以下同じ）を使用して、厚生年金保険のモデル給付額（報酬比例年金：100,576円、基礎年金：66,008円）との比例計算により、図2のように定式化した。

同様に、モデル非正規雇用者世帯（単身女子）の老後所得は、非正規雇用者（女子）の平均的収入合計、平均的失業確率、平均的就業期間中の厚生年金保険の加入割合・就業期間中の公的年金の未加入割合を使用して、厚生年金保険のモデル給付額との比例計算により、図3のように定式化した。

同様に、モデル非正規雇用者世帯（夫婦世帯）の老後所得は、非正規雇用者（男子、女子）の平均的収入合計、平均的失業確率、平均的就業期間中の厚生年金保険の加入割合・就業期間中の公的年金の未加入割合を使用して、厚生年金保険のモデル給付額との比例計算により、図4のように定式化した。

夫婦世帯の老後所得の算定における特徴は、夫婦世帯の女子は30歳から34歳までの5年間は出産・育児のため就労しないものと仮定⁴している点のみであり、それ以外は基本的

図2 モデル非正規雇用者世帯（単身男子）の老後所得（年金月額）の算定式

$$\begin{aligned}
 & \frac{\left(\begin{array}{l} \text{非正規男子の} \\ \text{20歳～59歳までの} \\ \text{収入合計} \\ \text{(賞与込み)} \end{array} \right) \times \left\{ 1 - \text{失業確率(男子)} \right\}}{36\text{万円} \times 12 \times 40 \times 1.3} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{就業期間中の} \\ \text{厚生年金加入割合} \end{array} \right\} \times 10\text{万}576\text{円} \\
 + & \frac{40 \times \left\{ 1 - \text{失業確率(男子)} \right\}}{40} \times \left\{ 1 - \begin{array}{l} \text{就業期間中の公的} \\ \text{年金未加入割合} \end{array} \right\} \times 6\text{万}6,008\text{円}
 \end{aligned}$$

図3 モデル非正規雇用者世帯（単身女子）の老後所得（年金月額）の算定式

$$\begin{aligned}
 & \frac{\left(\begin{array}{l} \text{非正規女子の} \\ \text{20歳～59歳までの} \\ \text{収入合計} \\ \text{(賞与込み)} \end{array} \right) \times \left\{ 1 - \text{失業確率(女子)} \right\}}{36\text{万円} \times 12 \times 40 \times 1.3} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{就業期間中の} \\ \text{厚生年金加入割合} \end{array} \right\} \times 10\text{万}576\text{円} \\
 + & \frac{40 \times \left\{ 1 - \text{失業確率(女子)} \right\}}{40} \times \left\{ 1 - \begin{array}{l} \text{就業期間中の公的} \\ \text{年金未加入割合} \end{array} \right\} \times 6\text{万}6,008\text{円}
 \end{aligned}$$

図4 モデル非正規雇用者世帯（夫婦世帯）の老後所得（年金月額）の算定式

$$\begin{aligned}
 + & \frac{\left(\begin{array}{l} \text{非正規男子の} \\ \text{20歳～59歳までの} \\ \text{収入合計} \\ \text{(賞与込み)} \end{array} \right) \times \left\{ 1 - \text{失業確率(男子)} \right\}}{36\text{万円} \times 12 \times 40 \times 1.3} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{就業期間中の} \\ \text{厚生年金加入割合} \end{array} \right\} \times 10\text{万}576\text{円} \\
 + & \frac{\left(\begin{array}{l} \text{非正規女子の} \\ \text{*20～59歳(30～} \\ \text{34除く)までの} \\ \text{収入合計} \\ \text{(賞与込み)} \end{array} \right) \times \left\{ 1 - \text{失業確率(女子)} \right\}}{36\text{万円} \times 12 \times 40 \times 1.3} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{就業期間中の} \\ \text{厚生年金加入割合} \end{array} \right\} \times 10\text{万}576\text{円} \\
 + & \frac{40 \times \left\{ 1 - \text{失業確率(男子)} \right\}}{40} \times \left\{ 1 - \begin{array}{l} \text{就業期間中の公的} \\ \text{年金未加入割合} \end{array} \right\} \times 6\text{万}6,008\text{円} \\
 + & \frac{*35 \times \left\{ 1 - \text{失業確率(女子)} \right\}}{40} \times \left\{ 1 - \begin{array}{l} \text{就業期間中の公的} \\ \text{年金未加入割合} \end{array} \right\} \times 6\text{万}6,008\text{円}
 \end{aligned}$$

* 女子は30歳～34歳までの5年間は出産・育児のため就労しないものとする。

に同じ比例計算の考え方によっている。

失業確率の想定

ここでは、まず、非正規雇用者（男女）の失業している割合を2007年の労働力調査の統計数値を用いて図5に従って定める。

すると男子が14.0%、女子が6.7%となる。

この割合は一時点で見た失業者の割合ではあるが、わが国の非正規雇用者の平均的な姿

を捉えるためにこの割合で失業状態が発生する失業確率と仮定する⁵。さらに、この期間

図5 非正規雇用者の失業割合（男子、女子）

$$\begin{aligned}
 \text{失業確率} &= \frac{\left(\begin{array}{l} \text{25歳～54歳の} \\ \text{完全失業者数} \\ \text{(男女別)} \end{array} \right)}{\left\{ \begin{array}{l} \text{25歳～54歳の} \\ \text{労働人口} \\ \text{(男女別)} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{25歳～54歳の} \\ \text{正社員数} \\ \text{(男女別)} \end{array} \right\}} \\
 \text{(割合)} & \\
 \text{(男女別)} &
 \end{aligned}$$

は、国民年金の保険料を納めることができないものと考えて公的年金の加入期間から除外する⁶。

就業期間中の厚生年金保険への加入割合、公的年金への未加入割合の想定

次に、就業している期間のうち厚生年金保険に加入している期間の割合および公的年金へ全くの未加入である或いは全くの未納である割合を定める。こうした統計数値は国の公的な統計としては今のところ作成されていないため、駒村らによる「就業形態の多様化に対応する年金制度に関する研究」の中で行われた「非典型労働者に対する年金等に関する意識調査」で把握された人材派遣会社からの派遣社員、契約社員・嘱託、パート・アルバイト別の加入者割合（表2）を用いることとする。

これらの割合も一時点での加入者数の割合であるが、わが国の派遣社員、契約社員・嘱託、パート・アルバイト別の平均像を捉えるために、生涯の勤務期間のうち上記の割合で厚生年金保険に加入するものと仮定し、生涯の

勤務期間のうち上記の割合で公的年金に全くの未加入または未納であるものと仮定する。

表2 非正規雇用者の就業期間中の厚生年金保険への加入割合、公的年金への未加入割合

	派遣社員	契約社員・嘱託	パート・アルバイト
被用者年金保険への加入割合	41.0%	46.0%	12.0%
公的年金へ全くの未加入または未納の割合	8.3%	8.0%	9.9%

（資料）（財）年金シニアプラン総合研究機構「非典型労働者に対する年金等に関する意識調査」収入合計の想定

次に、2006年の賃金構造基本統計調査の「正社員以外」の男女の賞与を含む平均的収入額（表3参照）を用いて収入合計を算定している。

（3）モデル非正規雇用世帯（単身男子、単身女子、夫婦世帯）の老後所得の推計結果
前述の推計方法によって推計された結果を表4に示す。

この推計結果で、最低限の生活維持ができるか否かということを検討する訳であるが、それにあたって最低必要な消費支出の水準を

表3 非正規雇用者の平均的収入額（男子、女子）

（単位：千円）

年 齢	男 子			女 子		
	きまって支給する現金給与額	年間賞与その他特別給与額	年間収入	きまって支給する現金給与額	年間賞与その他特別給与額	年間収入
20 ~ 24	206.6	77.2	2,556.4	175.3	85.8	2,189.4
25 ~ 29	235.5	113.5	2,939.5	188.9	115.7	2,382.5
30 ~ 34	259.5	138.7	3,252.7	192.2	125.2	2,431.6
35 ~ 39	265.7	175.5	3,363.9	182.9	136.7	2,331.5
40 ~ 44	274.3	181.3	3,472.9	174.3	138.7	2,230.3
45 ~ 49	281.0	239.4	3,611.4	172.3	157.2	2,224.8
50 ~ 54	257.5	198.9	3,288.9	167.5	173.0	2,183.0
55 ~ 59	260.2	245.5	3,367.9	164.3	169.3	2,140.9
平均	255.0	171.3	3,231.7	177.2	137.7	2,264.3

（資料）厚生労働省「賃金構造基本統計調査（2006年）」

表4 モデル非正規雇用世帯の老後所得の推計結果（単位：円）

	夫婦世帯		単身男子		単身女子	
	年金月額	年金年額	年金月額	年金年額	年金月額	年金年額
派遣社員	135,325	1,623,900	72,467	869,604	71,979	863,748
契約社員・嘱託	139,785	1,677,420	75,127	901,524	74,054	888,648
パート・アルバイト	109,608	1,315,296	57,121	685,452	60,026	720,312

表5 年間収入階級別の住居費を除く消費支出

単身世帯(全年齢の男女計)の消費支出 (単位:円)

年間収入階級	平均	100万円未満	100～150	150～200	200～250
消費支出	183,424	99,159	107,069	130,746	156,650
うち住居費	29,744	15,923	19,735	19,915	27,113
うち教養娯楽費	23,787	9,823	10,103	15,036	17,490
うち交際費	18,856	10,889	9,691	13,741	18,450
住居費除く消費支出	153,680	83,236	87,334	110,831	129,537

高齢者夫婦世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯)の消費支出 (単位:円)

年間収入階級	平均	200万円未満	200万円台	300万円台	400万円台
消費支出	260,846	142,608	182,354	228,007	269,334
うち住居費	19,697	13,104	14,078	17,203	17,733
うち教養娯楽費	32,111	11,535	17,785	25,890	35,597
うち交際費	34,367	14,784	20,948	29,376	35,343
住居費除く消費支出	241,149	129,504	168,276	210,804	251,601

(資料)厚生労働省「全国消費実態調査(2004年度)」

把握する必要がある。ここでは、2004年の全国消費実態調査において最も収入の少ないカテゴリの消費支出をもって最低限の生活の維持に必要な消費支出と考えるものとする。(表5参照)

この結果によると、最低限の生活を維持するために、住居費除く消費支出で、夫婦世帯の場合129,504円(教養娯楽費11,535円、交際費14,784円を含む)、単身世帯の場合83,236円(教養娯楽費9,823円、交際費10,889円を含む)が必要であり、住居費を除く消費支出を上回る支給額がある夫婦世帯の派遣社員と契約社員・嘱託においてもその差額は1万円弱であり、これ以外に家賃を払うことを考えれば、例えば公営住宅等に入居できたとしてもモデル非正規雇用者世帯の老後所得で賄うことは困難だと言えよう。

4. 政策の方向性

(1) 検討の概要

以下では、上記のモデル非正規雇用者世帯の老後所得の算定に用いた計算前提のうち、政策的に非正規雇用者の収入合計が改善した場合、非正規雇用者の失業率が改善した場合、非正規雇用者の就業期間中の厚生年金保険への加入割合(および公的年金への加入割合)が改善した場合の3つのケースについて、モデル非正規雇用者世帯の老後所得

がどのように改善するかを調べる。

非正規雇用者の収入合計の改善

抜本的に賃金体系の社会的改革がないと仮定し、現行の枠組みが維持されることを前提とした場合、非正規雇用者の平均的収入は、最低賃金を引き上げることが政策的手段となる。しかし、最近の引き上げ実績を考えると、どんなに最低賃金を引き上げたとしても平均的収入の20%の引き上げは現実的ではないと判断して、ここでは収入合計が20%増加した場合を想定する⁷⁾。

非正規雇用者の失業率の改善

非正規雇用者の失業率は、事業主に対する雇用補助金等の失業対策によって政策的に引き下げることが可能である。この場合、やや極端な仮定かも知れないが景気回復が順調に進み、政策効果が十分発揮され非自発的失業が限度まで改善したもとして、失業率がほぼ0%になった場合を想定する。

非正規雇用者の厚生年金保険への加入割合(および公的年金への加入割合)の改善

非正規雇用者の厚生年金保険への加入割合(および公的年金への加入割合)は、パート労働者への厚生年金保険の適用拡大等の政策によって引き上げることは可能である。この場合、やはり限度まで改善したもとして、就業期間中の厚生年金保険への加入割合が

100%になった場合を想定する。

(2) 各政策の方向性の改善の効果

非正規雇用者の収入合計の改善

非正規雇用者の収入合計が20%増加した場合のモデル非正規雇用者世帯の老後所得を表6に示す。

この結果と前述の最低限の生活を維持するのに必要な消費支出(以下「最低消費支出」と言う)を比較すると、住居費を除く消費支出を上回る支給額がある夫婦世帯の派遣社員と契約社員・嘱託においてもその差額は1万円強であり、公営住宅であったとしても家賃を賄うことはできないと考えられ、依然高齢期の生活維持に不十分な水準であると言えよう。

非正規雇用者の失業確率の改善

非正規雇用者の失業確率がほぼ0%になった場合のモデル非正規雇用者世帯の老後所得を表7に示す。

この結果と最低消費支出を比較すると住居費を除く消費支出を上回る支給額がある夫婦世帯の派遣社員と契約社員・嘱託、単身男子世帯の派遣社員と契約社員・嘱託においても

その差額は2万円強(夫婦世帯)或いは4千円弱(単身男子世帯)であり、やはり公営住宅であったとしても家賃を賄うことはできないと考えられ、依然不十分であると言えよう。

非正規雇用者の厚生年金保険への加入割合(および公的年金への加入割合)の改善

非正規雇用者の就業期間中の厚生年金保険への加入割合が100%になった場合のモデル非正規雇用者世帯の老後所得を表8に示す。

この結果と最低消費支出を比較すると、すべてのケースで住居費を除く消費支出を支給額が上回っており、夫婦世帯においてはその差額は6万円強と家賃を賄うのに十分な水準であり、単身男子世帯においてもその差額は2万円強と公営住宅に入居できれば家賃を賄える水準である。また、単身女子世帯においては、その差額が1万6千円程度であるが、住居費を除く消費支出には交際費等の儉約可能な費用も含まれているため若干の儉約を行えばなんとか最低限の生活は維持できるものと考えられる。

(3) 政策の方向性

以上の結果から、非正規雇用者世帯の老後

表6 収入合計が20%増加した場合の老後所得の改善(単位:円)

	夫婦世帯		単身男子		単身女子	
	年金月額	年金年額	年金月額	年金年額	年金月額	年金年額
派遣社員	142,096 (+6,771)	1,705,152 (+81,252)	76,550 (+4,083)	918,600 (+48,996)	75,080 (+3,101)	900,960 (+37,212)
契約社員・嘱託	147,382 (+7,597)	1,768,584 (+91,164)	79,707 (+4,580)	956,484 (+54,960)	77,533 (+3,479)	930,396 (+41,748)
パート・アルバイト	111,590 (+1,982)	1,339,080 (+23,784)	58,316 (+1,195)	699,792 (+14,340)	60,934 (+908)	731,208 (+10,896)

表7 失業確率がほぼ0%になった場合の老後所得の改善(単位:円)

	夫婦世帯		単身男子		単身女子	
	年金月額	年金年額	年金月額	年金年額	年金月額	年金年額
派遣社員	151,636 (+16,311)	1,819,632 (+195,732)	84,240 (+11,773)	1,010,880 (+141,276)	77,148 (+5,169)	925,776 (+62,028)
契約社員・嘱託	156,659 (+16,874)	1,879,908 (+202,488)	87,330 (+12,203)	1,047,960 (+146,436)	79,372 (+5,318)	952,464 (+63,816)
パート・アルバイト	122,676 (+13,068)	1,472,112 (+156,816)	66,413 (+9,292)	796,956 (+111,504)	64,337 (+4,311)	772,044 (+51,732)

表8 厚生年金保険への加入割合が100%になった場合の老後所得の改善（単位：円）

	夫婦世帯		単身男子		単身女子	
	年金月額	年金年額	年金月額	年金年額	年金月額	年金年額
派遣社員	193,227 (+57,902)	2,318,724 (+694,824)	106,552 (+34,085)	1,278,624 (+409,020)	99,402 (+27,423)	1,192,824 (+329,076)
契約社員・嘱託	193,227 (+53,442)	2,318,724 (+641,304)	106,552 (+31,425)	1,278,624 (+377,100)	99,402 (+25,348)	1,192,824 (+304,176)
パート・アルバイト	193,227 (+83,619)	2,318,724 (+1,003,428)	106,552 (+49,431)	1,278,624 (+593,172)	99,402 (+39,376)	1,192,824 (+472,512)

所得を「最低限の生活を維持できる水準」に引き上げるための政策の方向性としては、就業期間中における厚生年金保険への加入を推進することが最も効果的な手段であることがわかる。

5. 政策の方向性を実現する上での個別施策

そこで就業期間中における厚生年金保険への加入を推進する上でどのような阻害要因があるのかを改めて検証するとともに、それらの要因を取り除くための具体的施策について検討した。

(1) フルタイムの雇用者が厚生年金の適用から抜け落ちる原因

まず、社会保険庁「公的年金加入状況等調査」より、就業形態別公的年金加入状況を表9に示す。

これによると、フルタイムの雇用者でありながら国民年金の第1号被保険者である人が299万人いる他、フルタイムの雇用者でありながら国民年金の第3号被保険者である人が27万人いることが分かる。

その原因の主要なものとしては、法律上は

厚生年金保険を適用すべき事業所でありながら厚生年金保険の適用を忌避するいわゆる「適用逃れ」が挙げられる。総務省「厚生年金保険に関する行政評価・監視」によると適用漏れの恐れのある対象者数は267万人に及ぶという推計がなされており、フルタイムの雇用者でありながら第2号被保険者でない331万人のうちの約80%を占めている。

それ以外の原因としては、厚生年金保険の適用外事業所の問題が挙げられる。フルタイムの雇用者の場合は、常勤従業員5名以上の個人事業所とすべての法人事業所は厚生年金保険の適用事業所とならなくてはならないが、一方、それ以外の事業所は厚生年金の適用外であったとしても違法ではない。そのため、小規模な個人事業所の場合は、制度として厚生年金保険が適用されないことが原則となっている。

(2) フルタイムでない雇用者が厚生年金の適用から抜け落ちる原因

一方、表9によると、フルタイムでない雇用者860万人に対して厚生年金保険が適用さ

表9 就業形態別公的年金加入状況（単位：千人）

	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	非加入者	総数
自営	6,262	269	374	188	7,094
雇用者	7,989	33,516	3,754	182	45,440
フルタイム雇用者	2,985	33,516	267	59	36,828
フルタイムでない雇用者	5,004	0	3,487	122	8,613
その他の就業者	1,982	0	1,002	71	3,054
非就業者・不詳	5,606	944	5,883	464	12,897
総数	21,839	34,729	11,012	905	68,485

(資料) 社会保険庁「公的年金加入状況等調査(2004年11月)」

れていないことが分かる。フルタイムでない雇用者の場合は、2ヶ月以上勤務し、正規職員の4分の3以上の時間および日数を勤務するような場合には厚生年金保険に加入させる義務が雇用主には生じるが、そうした対象に当てはまらない雇用者が厚生年金保険の対象外になっていることが大きな原因であると考えられる。

(3)「適用逃れ」の排除

非正規雇用者に対する厚生年金保険の適用を推進するにあたっては、まず、現時点で法的に厚生年金保険を適用すべき事業所で厚生年金保険が適用されていない事業所については、事業所調査を大幅に拡大し、民間委託の活用などにより未適用事業所の適用を促進するなど行政が責任を持って加入促進を行っていくべきであろうし、現時点の非正規雇用者のうち法的に厚生年金を適用すべきケースにあたりながら厚生年金保険の適用が行われていないケースについても、行政が責任を持って指導し、適用を推進していかねばならないと考えられる。

こうした不法行為を是正させる行政側の仕組みが非正規雇用者への適用にとっては大変重要になる。なぜならば非正規雇用者は多くの場合、労働組合に加入しておらず、労働法制上の規制が適切に守られているかどうかを自ら防衛する仕組みを持たないからである。また、この状態が改善しないまま制度的な厚生年金保険の適用拡大を行ったとしても十分にカバーされない恐れが大きいため、まずは、この問題の改善を行うべきであろう。

そのための方策として社会保険適用行政と労働基準監督行政とを一体化して積極的に労働者の権利擁護を推進していく体制を構築することを提案する。これまでの社会保険庁の取り組みには労働者の権利擁護の意識は低いと言わざるを得ないため、労働基準局と一体化するとともに、今後は、労働者の権利擁護に横断的、積極的に取り組む新しい主体組織

を組成すべきであろう。

(4)パートタイム雇用者・小規模事業所への適用拡大

上記の施策に引き続いて、厚生年金保険の適用範囲の拡大について議論すべきであろう。

パートタイム労働者に対する厚生年金の適用拡大については、厚生年金の保障の枠外に抜け落ちる層をできる限り少なくするという意味で広範囲なカバーが望まれるが、その意味で2003年3月に厚生労働省年金局長の私的研究会である「雇用と年金に関する研究会」が報告した「週の所定労働時間が20時間以上または年収65万円以上」のパートタイム労働者を適用範囲とするという案は評価できる。

また、厚生年金保険の適用事業所の範囲も、現在の規定である、「常勤従業員5名以上の個人事業所とすべての法人事業所」から、常勤従業員5名以下の個人事業所に対しても保障の範囲を拡大すべきではないかと考えている。

ただ、こうしたパートタイム労働者に対する適用範囲の拡大や個人事業所に対する適用範囲の拡大を行った場合に事業主側が負担に耐えられるかという問題についても考慮に入れなければ、事業主の負担のみが拡大して現実に対応できない可能性が否定できない。そのため、段階的な適用拡大の実施と経過的な期間についての補助金制度等の導入など、過渡的な期間については公的負担によって施策を推進していかざるを得ないのではないかと考えられる。その意味で、被用者年金一元化法案の定めている「週所定労働時間が20時間以上であり、賃金が月額98,000円以上であり、さらに、勤務期間が1年以上である」という対象範囲は余りにも狭すぎるが、適用拡大の一里塚としての評価はあってもいいのではないだろうか。

6.まとめ

これまで見てきたように非正規雇用者の老後所得問題は、深刻でかつ早期の対応を要す

るものである。この問題を放置したら 30 年後には貧困な高齢者が多数発生する可能性が高く、生活保護で対応しようとするればその社会的コストは計り知れないものとなる。

この問題を解決するために最も現実的かつ有効な政策は、厚生年金保険の適用を非正規雇用者に拡大していくことである。もともと被用者年金保険は、被用者が生産資本を所有せず老後において収入の途を失うことから、被用者の老後生活資金を保障するために制度設計がなされた経緯がある。被用者の中でも最初に生産調整の対象となる存在である非正

規雇用者が被用者年金保険で保障されないのは、被用者年金保険制度が正規雇用者のみをモデルとして発展してきたという歴史的経緯から生じた矛盾点に過ぎない。こうした矛盾点を是正していくのが政治の役割であり、与野党・官僚などの広い意味での政府が、原理原則に則った対応を行うことを切に希望するものである。

なお、本稿は筆者の属する団体とは無関係であり、内容は筆者の個人的見解である。

(住友信託銀行年金研究センター)

<注>

- 1 参考文献 4 pp.16-18, 参考文献 5 pp. - 等、非正規雇用の厳しい生活実態を報告する文献は多い。
- 2 参考文献 6 pp.156-165, pp.166-175 等、非正規雇用による収入不足、将来の不安により結婚ができない実態を報告する文献は多い。
- 3 参考文献 7 pp.180-187 等、非正規雇用者同士のカップルの厳しい状況を報告する文献も散見される。
- 4 ここでは、育児休業等の支援も受けられないものと仮定している。
- 5 さらにこの失業者には普段は正規雇用者で失業した者も含まれるため若干高めになっていると考えられるが、近似値として活用する。
- 6 もちろん、保険料免除の手続きを行うことも考えられるが、ここでは、社会保険の知識不足からこうした手続きも行わないものとする。
- 7 後ほど説明があるが、失業率が 0% の場合や、厚生年金保険の加入割合が 100% の場合を検討対象とするため、現実的にありえないほど「大幅に」改善した場合を想定したものである。

<参考文献>

- 1 駒村康平ら(2007)「就業形態の多様化に対応する年金制度に関する研究」(財)年金シニアプラン総合研究機構報告 H18-8
- 2 駒村康平ら(2006)「就業形態の多様化に対応する年金制度に関する研究」(財)年金シニアプラン総合研究機構報告 H17-6
- 3 永瀬伸子(2004)「非典型雇用者に対する社会的保護の現状と課題」季刊社会保障研究 Vol.40, No.2
- 4 中野麻美(2006)「労働ダンピング」岩波書店
- 5 風間直樹(2007)「雇用融解」東洋経済新報社
- 6 門倉貴史(2006)「ワーキングプア」宝島社
- 7 朝日新聞特別報道チーム(2007)「偽装請負」朝日新聞社